

事 務 連 絡
平成 28 年 6 月 23 日

各地方整備局等港湾空港部長 殿

港湾局総務課長

国有港湾施設の適切な管理について

標記について、別添のとおり、各港湾管理者へ周知したのでお知らせする。

貴職においては、別添の事務連絡の趣旨を踏まえ、港湾管理者と定期的且つ十分な協議を実施し、公共用財産の国有港湾施設の適正な管理及び使用を確保されたい。

なお、各事案への対応にあたっては、港湾施設の位置する港湾の発展の経緯や従来の実情等を十分に考慮し、最も現実の需要に適合した運用を講ずべきことや、事務手続きの迅速性及び全体の効率性に配慮のうえ、港湾管理者に適切な指導、助言を図られたい。

事務連絡
平成 28 年 6 月 23 日

各港湾管理者担当部長 殿

国土交通省港湾局総務課長

国有港湾施設の適切な管理について

先般の国有港湾施設の管理に関する会計検査院からの是正要求等（平成 26 年度決算検査報告）では、「(ア) 港湾管理者に対して、使用許可を受けずに専用使用されている施設については是正のために必要な処置を執るよう指示すること」等に加え、「(イ) 地方整備局等及び港湾管理者に対して、処理要領等について周知徹底することなどにより、公共用財産である国有港湾施設の管理及び使用が適切に行われるよう検討すること」などが要請されたところである。

このため、今般、上記（イ）の要請に対応して、国有港湾施設の管理についてこれまで当省及び財務省が逐次発出してきた通達を網羅的に整理するとともに、管理委託された国有港湾施設を他の用途・目的に使用する場合における国の承認手続きの取扱いについて別紙のとおりとりまとめた。

各港湾管理者におかれては、別紙の内容を十分に理解の上、上記（ア）の要請に対応して、不適切な管理が行われている国有港湾施設の管理の早急な改善及び再発防止を求めた「国有港湾施設の適切な管理について」（平成 27 年 12 月 15 日付国港総第 317 号）と併せて、地元の地方整備局等とも綿密な連携を図りつつ、国有港湾施設の適切な管理の徹底に努められたい。

1 関係通達

公共用財産である国有港湾施設の管理についてこれまで当省が発出したもの

整理番号（以下、本文中で引用）	通達名（発出年月日）
通達 1	国有港湾施設等処理要領について （昭和 37 年 2 月 24 日付港管第 266 号）
通達 2	荷さばき施設等のうち公共用財産として処理するもの等について （昭和 37 年 2 月 24 日付港管第 266 号）
通達 3	国有港湾施設等処理要領等の取扱いについて （昭和 37 年 3 月 30 日付港管第 267 号）
通達 4	国有港湾施設の管理委託の事務取扱について （平成 27 年 3 月 5 日付国港総第 461 号）

2 公共用財産としての国有港湾施設の範囲等について

公共用財産としての国有港湾施設の範囲等については、通達 1、通達 2 及び通達 3 に示されている。

これらの通達は、港湾法第 2 条第 5 項各号の港湾施設（固定施設に限る）の全てを公共用財産としての国有港湾施設とはしておらず、「航行補助施設（五号）」、「保管施設（八号）」、「港湾厚生施設（十号）」及び、「港湾管理施設（十号の二）」は対象となっていない。

また、通達 3 では、「いったん公共用財産として処理した後も、使用の実態が非公共的になった場合には、事情変更による再処理を行うよう留意されたい。」と示している。

先般の会計検査院による実地検査では、管理委託された「荷さばき施設」が、公共用財産とされていない「保管施設（野積場）」として管理されている等の実態が複数確認されており、港湾管理者は、特に「荷さばき施設」とされた施設の日常の使用実態を適宜確認し、これら通達の趣旨を踏まえ、適切な処理を図られたい。

※補足：荷さばき施設（荷さばき地、上屋等）は、主に港湾運送事業者等が貨物の荷さばき及びそれに伴う一時的な保管のために使用する施設であり、その使用形態は一般的に運送契約に基づいた運送途上の仮置きである。これに対し、保管施設（野積場、倉庫等）は、寄託を受けた物品の保管を行うことを目的とした施設であり、両施設の区別は、貨物に対する取扱い上の差異によるものである。

<通達 1（一部抜粋）>

第 3 財産の所管及び処理

2 公共用財産

（1）公共用財産として国土交通省が所管する財産は、次に掲げる、港湾施設又は港湾施設になるべき土地若しくは工作物とする。

（イ）水域施設 航路、泊地及び船だまり

（ロ）外かく施設 防波堤、防砂堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

- (ハ) けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船杭、さん橋、浮さん橋、船揚場及び物揚場
- (ニ) 臨港交通施設 道路、鉄道、運河及びヘリポート
- (ホ) 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
- (ヘ) 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物処理のための施設。ただし、港湾法第2条第5項第13号に掲げる施設を除く。
- (ト) 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
- (チ) その他 荷さばき施設等で公共用財産とすることが妥当なものとして財務、国土交通両省において協議決定されたもの
- (リ) 前各号施設の敷地

<通達2 (一部抜粋)>

※通達1において、荷さばき施設等で公共用財産とすることが妥当なものとして財務、国土交通両省において協議決定されたもの

1 公共用財産の範囲

荷さばき施設等のうち公共用財産として処理することが妥当なものとして財務、国土交通両省において協議決定されたものは、次のとおりである。

(1) 荷さばき施設

荷さばき貨物(寄託貨物を含まない。)の荷さばき又は仮置のための施設で次に掲げるもの。ただし、指定保税地域のある港湾にあっては、指定保税地域内にあるものに限る。

(イ) 不特定多数の貨主の利用のために開放されており特定の港湾運送事業者等の専用に供されない荷さばき上屋(付属設備を含む。)で港湾管理者が直接管理運営するもの。

(ロ) 不特定多数の貨主の利用のために開放されており特定の倉庫業者等の野積場等としての専用に供されない荷さばき地で港湾管理者が直接管理運営するもの。

(ハ) 公共用財産である岸壁又は荷さばき上屋等に設置してある荷役機械で港湾管理者が不特定多数の貨主の利用のために直接管理運営するもの。

(2) 旅客施設

旅客の乗降、待合、宿泊又は旅客手荷物の荷さばき若しくは仮置のための施設として一般旅客の利用のために港湾管理者が直接管理運営するもので営利を目的としないもの。

(3) 船舶役務用施設及び港湾役務提供用移動施設

船舶に対する給水、離着岸の補助、廃棄物の処理、船舶の修理、保管その他船舶に対する役務を提供するための施設として船主等の利用のために港湾管理者が直接管理運営するもので営利を目的としないもの。

(4) 港湾施設用地

公共用財産として処理する港湾施設と同種の港湾施設で港湾管理者が設置管理するものの敷地。

3 公共用財産としての国有港湾施設の他目的使用等

国土交通省が所管し、港湾管理者に管理委託する公共用財産としての国有港湾施設を他の用途・目的に使用（以下「他目的使用等」という。）することができる場合は、通達2に示されている。

<通達2（一部抜粋）>

3 管理委託財産の目的外使用

港湾管理者に管理の委託をした公共用財産は、次に掲げる場合に限りその本来の目的以外の目的に使用することができるものとする。

- (1) 岸壁又は物揚場等に荷役機械を設置し、旅客待合所に食堂、売店を設ける等、当該施設の効用又は機能を増進するものである場合
- (2) 港湾施設用地の地下に線管類を敷設する場合等、当該施設の本来の用途又は目的をさまたげない場合

実際に他目的使用等をする場合は、管理委託契約書に基づき国の事前承認を受けなければならないが、事前承認の要否については、管理委託契約書に記される「軽微な場合」や通達4による「港湾管理者が管理施設に次に掲げる工作物等を設置する場合」を除き、港湾施設の種別毎に、本来の目的と他目的使用等に係る行為を照らし、個々に判断することとなる。

例えば、クルーズ船を受入れる際に旅客施設等において実施する客船歓迎イベントや、係留施設や荷さばき施設の港湾施設の一部において実施する港湾関係者のための保安、消防、防災その他を目的とした訓練又は啓発活動、あるいは、港湾環境整備施設において実施する地域振興等を目的としたイベント等は、本来の目的・用途において港湾施設を使用しているものとして、（恒久的な構築物等の設置を伴う場合は別として、）国の事前承認を要しないものと取扱って差し支えない。

<他目的使用等において国の事前承認を要する事例>

当該港湾施設の効用又は機能を増進するものである場合の事例	<ul style="list-style-type: none">・岸壁又は物揚場等に荷役機械を設置する場合・旅客施設（待合所等）に食堂、売店を設ける場合・港湾環境整備施設（緑地、広場等（その付帯施設を含む）並びにその敷地（港湾施設用地）に便益施設としての売店、軽飲食店、海事博物館等を設置する場合・漁業協同組合が、岸壁背後の港湾施設用地等に漁業の用に供するため、漁船用施設を設置する場合
当該港湾施設の本来の用途又は目的をさまたげない場合の事例	<ul style="list-style-type: none">・防波堤等の外郭施設を港湾管理者が管理運営する魚釣用施設として使用する場合・防波堤等の外郭施設を港湾管理者が管理運営する暫定係留施設として使用する場合・臨港交通施設（道路等）において、全部又は一部において交通規制等を行いながら地域の活性化を目的としたマラソン大会等の催事を開催する場合

一方、港湾施設の他目的使用等の実態が、その容認できる範囲を超えるときは、転貸として管理委託契約違反となり、ひいては、契約解除事由を構成することとなるため留意する必要がある。

港湾管理者においては、公共用財産としての国有港湾施設が、その目的又は機能を増進することなく、あるいは、施設の本来の用途又は目的をさまたげるものとして、特定の事業者等により排他的専用的に使用されることが無いよう留意することが必要である。特に、国有港湾施設（港湾施設用地その他）における第三者による恒久的な建築物その他の構築物の設置は、公共性を侵害することに直結しやすく、本来禁止されている公共用財産への私権設定を厳に管理する上で、国も監督に関わることが重要である。

そこで、通達4において、「事前に国に協議（港湾管理者からの相談により国からの技術的な指導・助言を受けるなど）し、その指導を受けて遺漏のないよう努めなければならない。」と周知しているところであり、通達の趣旨を踏まえ、適切な取扱いを図られたい。

国有港湾施設等処理要領について

昭和 37 年 2 月 24 日
蔵 管 第 3 8 8 号
港 管 第 2 6 6 号

改正 昭和 48 年 10 月 31 日蔵理第 4824 号・港管第 2440 号
大蔵省管財局長 運輸省港湾局長から 各財務局長、各海運局長、各港湾建設局長、
北海道開発局長、各港湾管理者、伊勢湾港湾建設部長宛

標記のことについて、別紙のとおり決定したから、通知する。

別 紙

国有港湾施設等処理要領

国有港湾施設等は、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)及び港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)等の法律の規定に基づき、下記要領により処理するものとする。

記

第 1 処理する財産の範囲

この要領により処理する国有港湾施設等の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 港湾法第 52 条、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和 26 年法律第 73 号)(以下「北海道港湾工事法」という。)第 3 条又は沖縄振興開発特別措置法(昭和 46 年法律第 131 号)第 8 条第 1 項に規定する国の施行する港湾工事(以下「直轄工事」という。)により生ずる土地又は工作物。ただし、(3)に掲げるものを除く。
- (2) 国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律(昭和 22 年法律第 231 号)(以下「内国貿易設備に関する法律」という。)の規定により処理する土地又は工作物。ただし、(4)の港湾施設に該当するものを除く。
- (3) 港湾法第 54 条、北海道港湾工事法第 4 条第 2 項又は沖縄振興開発特別措置法第 8 条第 6 項の規定により港湾管理者に貸付け又は管理委託すべき港湾施設又は土地若しくは工作物。
- (4) 港湾法第 55 条、北海道港湾工事法第 5 条又は沖縄振興開発特別措置法第 8 条第 8 項に規定する、港湾管理者が設立されたときにおいて国の所有に属する港湾施設。
- (5) 前号に掲げるものを除くほか、港湾区域又は臨港地区内にある国有財産で港湾管理者が設立されたときにおいて運輸省所管に属する公用財産。
- (6) その他、とくにこの要領により処理することが妥当と認められる財産。

第 2 土地、工作物等の譲渡又は譲与

- (1) 第 1 の(1)及び(2)に掲げる土地又は工作物については、港湾法第 53 条、北海道港湾工事法第 4 条第 1 項、沖縄振興開発特別措置法第 8 条第 5 項又は内国貿易設備に関

する法律第 1 条の規定により、運輸省から港湾管理者又は公共団体に譲渡し又は譲与する。

- (2) 第 1 の(4)に掲げる港湾施設のうち港湾法第 55 条、北海道港湾工事法第 5 条又は沖縄振興開発特別措置法第 8 条第 8 項の規定により譲渡するものは、運輸省から、港湾管理者に譲渡する。

第 3 財産の所管及び処理

国有港湾施設等は、第 2 により譲渡又は譲与するものを除き、公用財産、公共用財産又は普通財産に区分することとし、それぞれ次に定めるところにより処理するものとする。

1 公用財産

- (1) 直轄工事により生じた土地又は工作物のうち公用のため国において必要なもの及びその他の国有港湾施設等で国において国の事務又は事業の用に供し又は供するものと決定したものは、当該財産の使用省庁所管の公用財産とする。使用省庁と所管省庁が異なる財産は、所管省庁から使用省庁へ所管換を行なう。
- (2) 一の施設を構成する財産を二以上の省庁で使用しているものは、使用省庁間の協議により所管省庁を定めるものとし、協議のととのわないものは、大蔵大臣が当該施設の沿革、使用状況等を考慮して所管省庁を定めるものとする。
- (3) 各省庁別の所管は、次に掲げるようなものとする。
- (イ) 大蔵省所管 税関庁舎及び税関業務の用に必要とする施設
 - (ロ) 運輸省所管 海運局、港湾建設局、海上保安庁等の関係庁舎及びその附帯施設、航行補助施設
 - (ハ) その他 港湾業務に関係のある各省各庁の地方支分部局等の庁舎及びその附帯施設

2 公共用財産

- (1) 公共用財産として運輸省が所管する財産は、次に掲げる、港湾施設又は港湾施設になるべき土地若しくは工作物とする。
- (イ) 水域施設 航路、泊地及び船だまり
 - (ロ) 外かく施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
 - (ハ) けい留施設 岸壁、けい船浮標、けい船杭、さん橋、浮さん橋、船揚場及び物揚場
 - (ニ) 臨港交通施設 道路、駐車場、鉄道、橋りょう、軌道、運河及びヘリポート
 - (ホ) 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
 - (ハ) 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物処理のための施設。
ただし、港湾法第 2 条第 5 項第 13 号に掲げる施設を除く。
 - (ト) 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整

備のための施設。

- (f) その他 荷さばき施設等で公共用財産とすることが妥当なものとして大蔵、運輸両省において協議決定されたもの
- (g) 前各号施設の敷地
- (2) 運輸省は、(1)の公共用財産のうち直轄工事により生じた港湾施設又は港湾施設となるべき土地若しくは工作物は港湾法第54条、北海道港湾工事法第4条第2項又は沖縄振興開発特別措置法第8条第6項の規定により、その他の国有港湾施設等は、港湾法第55条、北海道港湾工事法第5条又は沖縄振興開発特別措置法第8条第8項の規定により、それぞれ港湾管理者に管理の委託を行なうものとする。
- (3) この場合において、旧軍用港湾施設等で大蔵省が所管しているものは、あらかじめ大蔵省から運輸省に所管換を行なう。
- (4) 内国貿易設備に関する法律の規定により公共の用に供するため国有として存置する土地又は工作物は、同法第2条の規定にかかわらず、港湾法第55条の規定により港湾管理者に管理の委託を行なうものとする。

3 普通財産

- (1) 1及び2に掲げる公用財産及び公共用財産以外の財産は、普通財産とし、運輸省が管理しているものは、大蔵省に引き継ぐものとする。
- (2) 大蔵省は、普通財産として処理した国有港湾施設等を、港湾法第54条若しくは第55条の規定により港湾管理者に譲渡し、貸付け、若しくは管理を委託し、又は北海道港湾工事法第4条第2項若しくは第5条若しくは沖縄振興開発特別措置法第8条第6項若しくは第8項の規定により港湾管理者に譲渡し、若しくは管理を委託するものとする。
- (3) 大蔵省は、港湾管理者以外の者に普通財産として処理した国有港湾施設等を貸付け又は売払いする場合には、あらかじめ運輸省に協議するものとする。

第4 旧軍用港湾施設の特例

大蔵省が所管する旧軍用港湾施設は、上記第2及び第3によるほか、次に定めるところにより処理する。

- (1) 将来公用財産とすることが予想される財産
旧軍用港湾施設のうち、将来国の事務又は事業の用に供することが予想される財産は、その用に供することが確定するまで大蔵省所管の普通財産として留保する。
- (2) 他の財産と一括して処理する財産
旧軍用港湾施設のうち、港湾施設以外の他の旧軍用財産と一括して処理することが適当と認められる財産(たとえば私設岸壁の用に供するもの)は、当該旧軍用財産とあわせて貸付け又は売払いの処分をする。

第5 財産範囲の決定等

1 財産範囲の決定

この要領により、公用財産、公共用財産又は普通財産として処理する財産の範囲は、

大蔵、運輸、その他関係各省庁の地方支分部局及び港湾管理者が協議して決定する。
この場合において、境界の確定等のため現地立会いを要するときは、関係各省庁及び港湾管理者の係官が立会うものとする。

2 本省処理

1 による現地の協議がととのわない場合は、大蔵、運輸両省の地方支分部局からそれぞれ本省に連絡し、本省間において協議し決定する。

3 事情変更による再処理

- (1) 第3により普通財産として処理した財産で第3の2(1)に規定する港湾施設に該当し公共用財産として運用する必要を生じたものは、大蔵省から運輸省に所管換するものとする。
- (2) 第3により公共用財産として処理した財産で第3の2(1)に規定する港湾施設に該当しなくなったものは、用途廃止のうえ運輸省から大蔵省に引き継ぐものとする。

第6 他の法律との関係

(1) 国有財産特別措置法

国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第2条第1項の規定により臨港施設として無償貸付けする普通財産で港湾法第55条、北海道港湾工事法第5条又は沖縄振興開発特別措置法第8条第8項に規定する国有の港湾施設に該当するものは、この要領により公共用財産として処理する。

(2) 旧軍港市転換法等

旧軍港市転換法(昭和25年法律第220号)第5条、横浜国際港都建設法(昭和25年法律第248号)第5条又は神戸国際港都建設法(昭和25年法律第249号)第5条の規定により普通財産を公共団体に譲与しようとするときは、大蔵省は、この要領による処理との関連に留意するものとする。

第7 廃止通達及び経過措置

(1) 次の通達(以下「旧通達」という。)は、廃止する。

国有港湾施設の処理について(昭和29年9月22日蔵管第2939号)

荷さばき施設のうち公共用財産として処理するもの及び国有港湾施設処理要領の取扱について(昭和29年9月22日蔵管第2940号)

旧軍用港湾施設の処理について(昭和29年12月25日蔵管第3974号)

荷さばき施設のうち公共用財産として処理する財産について(昭和30年5月19日蔵管第1589号)

港湾施設である普通財産の管理委託について(昭和31年3月29日蔵管第1004号)

- (2) この通達は、昭和37年3月1日から適用し、旧通達により処理した財産には適用しない。ただし、第5の3の規定は、旧通達により処理した財産にも適用することとし、この場合「第3により」とあるのは「旧通達により」と読みかえるものとする。

荷さばき施設等のうち公共用財産として処理するもの等について

昭和 37 年 2 月 24 日
蔵管第 388 号
港管第 266 号

改正 昭和 48 年 10 月 31 日蔵理第 4824 号・港管第 2440 号
大蔵省管財局長 運輸省港湾局長から 各財務局長、各海運局長、各港湾建設局長、
北海道開発局長、各港湾管理者、伊勢湾港湾建設部長宛

国有港湾施設等処理要領(昭和 37 年 2 月 24 日蔵管第 388 号及び港管第 266 号)により、
荷さばき施設等のうち公共用財産として処理するもの及びこれに関連する処理について、
下記のとおり、通達する。

記

1 公共用財産の範囲

荷さばき施設等のうち公共用財産として処理することが妥当なものとして大蔵、運輸
両省において協議決定されたものは、次のとおりである。

(1) 荷さばき施設

荷さばき貨物(寄託貨物を含まない。)の荷さばき又は仮置のための施設で次に掲げ
るもの。ただし、指定保税地域のある港湾にあつては、指定保税地域内にあるものに
限る。

- (イ) 不特定多数の貨主の利用のために開放されており特定の港湾運送事業者等の専
用に供されない荷さばき上屋(付属設備を含む。)で港湾管理者が直接管理運営する
もの。
- (ロ) 不特定多数の貨主の利用のために開放されており特定の倉庫業者等の野積場等
としての専用に供されない荷さばき地で港湾管理者が直接管理運営するもの
- (ハ) 公共用財産である岸壁又は荷さばき上屋等に設置してある荷役機械で港湾管理
者が不特定多数の貨主の利用のために直接管理運営するもの。

(2) 旅客施設

旅客の乗降、待合、宿泊又は旅客手荷物の荷さばき若しくは仮置のための施設とし
て一般旅客の利用のために港湾管理者が直接管理運営するもので営利を目的としない
もの。

(3) 船舶役務用施設及び港湾役務提供用移動施設

船舶に対する給水、離着岸の補助、廃棄物の処理、船舶の修理、保管その他船舶に
対する役務を提供するための施設として船主等の利用のために港湾管理者が直接管理
運営するもので営利を目的としないもの。

(4) 港湾施設用地

国有港湾施設等処理要領により公共用財産として処理する港湾施設と同種の港湾施

設で港湾管理者が設置管理するものの敷地

2 多用途財産の処理

国有港湾施設等処理要領により処理すべき財産で継続して二以上の用途に使用されるもの(以下「多用途財産」という。)は、次に定めるところにより処理するものとする。

(1) 共用上屋等

税関が共用する荷さばき上屋等、公共用財産として処理する財産でその一部を公用のために各省庁の地方支分部局等が使用するものは、その使用区分に従い、それぞれ公共用財産及び公用財産として処理する。

(2) その他の多用途財産は、個別に、その使用の実態に適合した財産処理を行なうこととするが、建物の一階を港湾管理者が直接管理運営する公共用荷さばき上屋として、二階以上を営業用倉庫等として使用する場合は、次の方針によることとする。

(イ) 建物は、その使用区分に従い、それぞれ公共用財産及び普通財産として処理する。

(ロ) 敷地は、建物が国有であると否とを問わず、公共用財産として処理する。

3 管理委託財産の目的外使用

港湾管理者に管理の委託をした公共用財産は、次に掲げる場合に限りその本来の目的以外の目的に使用することができるものとする。

(1) 岸壁又は物揚場等に荷役機械を設置し、旅客待合所に食堂、売店を設ける等、当該施設の効用又は機能を増進するものである場合

(2) 港湾施設用地の地下に線管類を敷設する場合等、当該施設の本来の用途又は目的をさまたげない場合

4 港湾厚生施設の特例

船舶乗組員又は港湾労務者の福利厚生を増進するための休泊所等の施設(港湾法第 2 条第 5 項第 10 号に掲げるものに限る。)及びその敷地で国有のものは、港湾管理者が直接管理運営し営利を目的としないものに限り、港湾の現況にかんがみ当分の間大蔵省から港湾管理者に管理委託する

国有港湾施設等処理要領等の取扱いについて

昭和37年3月30日港管第267号
港湾局長から各港湾管理者、地方海運局長、各港湾建設局長、北海道開発局長、伊勢湾港湾建設部長あて

国有港湾施設等の処理については、昭和37年2月24日蔵管第388号及び港管第266号通達「国有港湾施設等処理要領について」（以下「処理要領」という。）並びに同日付蔵管第388号及び港管第266号通達「荷さばき施設等のうち公共用財産として処理するもの等について」（以下「付属通達」という。）（以下あわせて「新通達」という。）によるものとしたが、その取扱いについては、別紙によることとされたい。

別紙

国有港湾施設等処理要領等の取扱いについて

第1 新通達の趣旨

新通達は、昭和29年9月22日蔵管第2939号通達「国有港湾施設の処理について」及び同日付蔵管第2940号通達「荷さばき施設のうち公共用財産として処理するもの及び国有港湾施設処理要領の取扱いについて」（以下あわせて「旧通達」という。）を全文改正し、未処理の国有港湾施設等を国有財産法、港湾法等の法律に基づき適正に処理するための基準を整備するとともに、旧通達以外の国有港湾施設等の処理に関する他の通達を吸収し、国有港湾施設等の全体をその取扱いの対象として規定したものである。したがって、新通達及びこの通達の定めるところにより、懸案の処理を促進するようとくに留意されたい。

第2 新通達の主要な改正点

新通達が従来の取扱いを改め、又は新たに規定を置いた点は、主として次の点である。

1 処理する財産の範囲の明確化

処理する財産の範囲を明確にし、新たに次に掲げるものを含めることとした。

- (1) 直轄工事により生ずる港湾施設
- (2) 大蔵省所管の旧軍用港湾施設等
- (3) 公有水面埋立により国有に帰属した港湾施設
- (4) 国が施行する内国貿易設備に関する港湾工事により生ずる土地又は工作物の譲与又は貸付及び使用料の徴収に関する法律（以下「内国貿易設備に関する法律」という。）の規定により処理する土地又は工作物
- (5) その他、特に新通達により処理することが妥当と認められる財産

2 1に伴って1の(1)に掲げるもの及び港湾管理者が設立されたときにおいて国の所有に属する港湾施設の譲渡又は譲与に関し規定を置いた。

3 財産区分及び処理方法の改正

- (1) 公共用財産の範囲を改め、公共的に使用される荷さばき施設、旅客施設、船舶補給施設及び港湾役務提供用船舶を公共用財産とすることとした。なお内国貿易設備に関する法律第2条の規定により、無償貸付けする土地又は工作物は、同法の規定によらず港湾法第55条の規定により港湾管理者に管理委託を行なうこととした。
- (2) 普通財産は、港湾厚生施設について当分の間管理委託するほかは、すべて貸付けにより処理することとした。
- (3) 関連する処理として、税関との共用上屋等多用途財産の処理につき規定を設けた。

4 旧軍用港湾施設等の取扱いを新通達に吸収し、一般の国有港湾施設等の処理の特例として規定した。

5 国有財産特別措置法第2条等、国有港湾施設等の処理について港湾法等と競合して適用される他の法律の規定との関係を明らかにした。

6 その他、改正に伴う経過措置の規定を置いたほか、字句の修正をはかる等規定を整備した。

第3 新通達の取扱いに留意すべき事項

新通達の取扱いについては、次の点に留意するものとする。

1 処理する財産の範囲

(1) 旧通達では、処理する財産の範囲について明確な規定を欠いていたため、例えば直轄工事により生ずる港湾施設の取扱いにつき疑義を生じる等の問題があつたので、新通達では、処理の対象となる範囲を明確に規定するとともに、他の通達で個別に処理することとなっていた国有港湾施設等をこれに加えて、国有港湾施設等をもうらの的に処理の対象とすることとしたものである。

(2) 処理要領第1の(2)に掲げる土地又は工作物は、港湾法施行前に国が施行した港湾工事により生じたものであって、それが港湾施設である場合には、港湾法第55条の国有港湾施設に該当するものである。

なお、これは、大正9年勅令第82号「国に於て施行する内国貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の下付又は貸付及使用料の徴収に関する件」に基づき、公共団体に命令書を下付して行なつた港湾工事により生じた土地又は工作物を含む意味である。

(3) 処理要領第1の(4)に掲げる国有港湾施設は、港湾管理者が設立されたときにおいて、国の所有に属する港湾施設であつて、直轄工事により生じた港湾施設以外の国有の港湾施設がすべて含まれる。

したがつて、大蔵省が所管する旧軍用港湾施設はもちろん、合衆国軍隊に提供中の港湾施設、公有水面埋立免許の条件により国有に帰属せしめられた土地等もこれに該当する。

なお農林省が所管する食糧倉庫、防衛庁又は海上保安庁が使用する外かく施設又はけい留施設等公用財産である港湾施設は、形式的にはこれに該当するが、港湾の管理運営と直接的な関係を有するものではないから、使用省庁と所管省庁とが異なるもの等新通達により処理する必要があるものを除き、とくに処理の対象とする必要はない。

(4) 処理要領第1の(5)の運輸省所管に属する公用財産は、港湾法施行前において国が直接経営していた港湾等における国有の施設で港湾施設には該当しないが、所管換又は引継ぎ等の処理を要するものをいう。

(5) 処理要領第1の(6)のその他、とくにこの要領により処理することが妥当と認められる財産は、処理要領第1の(1)から(5)までに該当しないが、その施設の実体からみて他の国有港湾施設等と同様に処理することが妥当と認められるものをいう。これに該当するものは、さしあたり、奄美群島復興特別措置法第5条の規定により鹿児島県知事が国の機関として行なう港湾工事により生ずる港湾施設運輸大臣が行なう直轄工事以外の港湾工事（安全保障諸費によるもの等）により生ずる港湾施設等が考えられる。

2 土地、工作物等の譲渡又は譲与

処理要領第2の土地、工作物等について運輸大臣が行なう譲渡又は譲与は、港湾法第53条等に規定する処分であつて、国有財産の処分は、大蔵大臣が行なう原則に対する例外である。

これについては、とくに国有財産法第8条に規定する引継ぎ不適當財産としての処理を行なう必要はない。

3 財産の所管及び処理

(1) 公用財産

処理の対象とする財産に直轄工事により生じた土地又は工作物のうち公用のため国において必要なものを加えたのは、上記のとおり処理の対象とする財産の範囲を拡張したことによるものである。

又、旧通達では、所管換と同様所属替についても規定していたが、これは各省庁内部の異動であるので省略した。

(2) 公共用財産の範囲

公共用財産として運輸省が所管する財産の範囲を改め、従来普通財産で港湾管理者に管理委託していたもので、実質的に公共的に使用されるものは、公共用財産としたものである。

(イ) 基本的施設及び臨港交通施設については、旧通達と同様である。

(ロ) 荷さばき施設については、旧通達の要件を改め、荷さばき上屋のほか、新たに荷さばき地を加えた。

これらの荷さばき施設の公共性の判定にあつては、当該施設の使用の実態に、主眼をおき当該施設の位置、構造等及び当該施設が所在する港湾の港湾施設の状況等と勘案し、港湾機能の増進を図るよう実状に応じ弾力的に行なうものとする。

荷役機械については、昭和30年5月19日蔵管第1589号通達「荷さばき施設のうち公共用財産として処理する財産について」から新通達に吸収したもので、同趣旨である。

なお、これらの荷さばき施設をいったん公共用財産として処理した後も、使用の実態が非公共的になった場合は、事情変更による再処理を行なうよう留意されたい。

(ハ) 旅客施設については、一般旅客の待合等に使用されるもので、港湾管理者が直接管理運営し、営利を目的としないものは、実質的には道路等の交通施設に類するものとして、公共用財産とするものである。

なお旅客待合所等の一部に食堂、売店、通船業者の連絡所等を設置する場合は、国有財産法等第18条の行政財産の目的外使用として処理することとするが、この場合には、当該使用が旅客施設の効用の発揮のために真に有益であるかどうか、本来の用途又は目的を阻害しないものであるかどうかについて判定し、施設の大部分が恒久的に他の用途に使用されるなど行政財産の実体を喪失するに至るようなときは、事情変更による再処理を行なうよう留意されたい。

(ニ) 船舶補給施設及び港湾役務提供用船舶は、その施設を使用して港湾管理者が提供する役務の公共性にかんがみ、とくに公共用財産とするものである。

(ホ) 国有地の上に港湾管理者所有の公共用荷さばき上屋を設置する場合の当該敷地等、港湾管理者が設置運営する公共施設の敷地については、それが当該施設と一体となって公共的に使用される点にかんがみ、公共用財産として処理することとした。この場合において「同種の港湾施設」とは、当該施設が国有であれば、当該公共用財産として処理されるべきものをいう。

(3) 公共用財産の処理

公共用財産については、運輸省から港湾管理者に管理委託する点は、旧通達と同様である。

内国貿易設備に関する法律の規定により公共の用に供するため、国有として存置する土地又は工作物は、港湾法第55条の規定により処理することとしたが、この意味は、港湾管理者に管理委託（公共団体に無償貸付けするのではなく）するという意味であって、港湾管理者が未設立の場合は、内国貿易設備に関する法律第2条の規定により処理してさしつかえない。

なお、公共用財産である荷さばき施設等の管理運営に必要な土地については、当該荷さばき施設等に含めて処理してさしつかえないものとするが、その範囲は、必要最少限度にとどめるよう留意されたい。

(4) 普通財産

旧通達では、普通財産の管理委託をかなり認めていたが、新通達では、普通財産は原則として管理委託は行なわず貸付けにより処理することとし、例外的に、港湾厚生施設に限って、港湾の現況にかんがみ、当分の間管理委託することとした。

港湾法第55条の規定により国有港湾施設を処理する場合には、「一般公衆の利用に供するため必要なもの」に限られるから、民有建物の敷地等は、港湾管理者のみに貸付けすべき法律上の制限はない。

したがって、この場合は、通常の普通財産の貸付けであって、港湾管理者以外の者に貸付けすることをさまたげないものであるが、港湾の管理運営との関連にかんがみ、運輸省に協議することとした。

なお、この種の普通財産のうち港湾管理者がその造成のための費用を負担しているものについては、昭和33年3月19日蔵管第819号通達「国有港湾施設の処理に関する覚書について」及び昭和33年12月20日蔵管第3444号通達「国有港湾施設のうち運輸省から引き継がれた普通財産の取扱について」により転貸条件付で港湾管理者に貸付けし、貸付料は当該財産の建設又は改良費負担率相当分を減額することとしてきたが、この取扱いは今後も継続する方針であるから、これに該当する普通財産の処理にあつては、新通達によるほか、上記通達によることとされたい。

(5) 関連する処理

旧通達では、税関と共用する荷さばき上屋について、これを普通財産とし、税関使用部分は税関に使用承認し、残余の部分は、港湾管理者に管理委託するなど、多用途財産の処理が使用の実態と相異なる事例が見られたので、新通達では、多用途財産をその使用区分に従って区分することとし、その区分の基準を定めたものである。

2階建以上の多階建の建物及びその敷地の区分については建物は、その使用区分に従って区分し、敷地は、その上の建物が国有であると否とを問わず1階を港湾管理者が直接管理運営する公共用荷さばき上屋として使用する場合は、公共用財産として処理することとした。

4 旧軍用港湾施設の特例

旧軍用港湾施設の処理は、昭和29年12月25日蔵管第3974号通達「旧軍用港湾施設の処理について」により行なわれてきたが、これを新通達に吸収し、一括活用を要する他の財産の存在等これらの港湾施設の特異性にかんがみ、一般の国有港湾施設の処理の特例として規定したもので、従前と同趣旨である。

なお、これにより一括転活用等の処理を行なう場合には、港湾機能を阻害することのないよう関係機関と連絡を密にすることに留意されたい。

5 財産範囲の決定等

財産範囲の決定及び事情変更による再処理は、旧通達と同様の趣旨であるが、港湾施設については、使用関係の変化により、財産区分と使用の実態とが遊離するケースが多いと思われるから、使用の実態に応じて弾力的に再処理を行なうようとくに留意されたい。

なお、処理要領第5の3の(2)は、公共用財産を用途廃止のうえ大蔵省に引継ぐ場合のほか、国において公用に供する必要が生じたものを使用省庁に所管換する場合も含む趣旨である。

6 他の法律との関係

国有財産特別措置法第2条は、臨港施設として普通財産の無償貸付けを規定しているが、この普通財産が港湾法第55条の国有港湾施設に該当するときは、処理要領により公共用財産として処理することとする。

ただし、港湾管理者が未設立の場合は、無償貸付けしてさしつかえない。

旧軍港市転換法第5条等との関係は、同条等が旧軍港市転換事業等の用に供するため必要な普通財産の地方公共団体に対する譲与を規定しているため、それらの譲与にあたっては、国有港湾施設等の適正な処理を目的とする新通達との関連を考慮し、著しく処理が背馳することのないよう留意する趣旨である。

7 経過措置

新通達は、事情変更による再処理の規定を除き、旧通達により処理済みの財産には適用しないこととした。

これに伴って、新通達と旧通達とでは取扱いが若干異なるため、処理時期の前後によって処理の方法が異なることになるので、旧通達によって新通達と異なる方法で処理された財産については、事情変更による再処理の規定を適用し、新通達に定める方法で再処理を行なって調整することとされたい。

第4 処理の方式

新通達による処理（事情変更による再処理を含む）は、次に掲げる方式により行なうこととする。

1 現地処理

新通達による現地処理は、財務局、税関、海運局、港湾建設局その他港湾業務に関係のある各省庁の地方支分部局及び港湾管理者の関係機関において協議によりとり進めることとする。

この協議は、公共用財産については、海運局又は港湾建設局が、普通財産については、財務局が主宰する。

なお国有港湾施設等の処理は、港湾の管理運営と重要な関係を有するので、現地処理にあたっては、港湾管理者の意見を充分尊重することとされたい。

2 本省処理

現地において協議が調わない事案は、財務局及び海運局又は港湾建設局からそれぞれ本省に連絡し、本省間において解決をはかるものとする。

3 本省協議

新通達により国有港湾施設等を港湾管理者に貸付けし、管理を委託し、又は売払いする場合には、管財局長の承認を要するものとする。

第5 その他、新通達及びこの通達の運用に関し、取扱いに疑義があるときは、適宜本省に連絡するほか、税関、海運局、港湾建設局その他関係各省庁の地方支分部局との間で連絡を密にし、処理に遅らぬようつとめることとする。

国港総第461号
平成27年3月5日

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の港湾管理者あて

国土交通省港湾局長

国有港湾施設の管理委託の事務取扱について

標記については、昭和34年4月25日港管第1135号（昭和61年6月13日港管第1633号一部改正）にて通知したところであるが、下記のとおり取扱いを定め、平成27年4月1日より実施することとしたので通知する。

【貴道（県）管内の市町村管理にかかる地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いします。】

※【 】は、市町村管理の地方港湾が存する港湾管理者あてのみ記載。

記

1. 原状等の変更について

管理委託後、管理施設の原状を変更しようとするときは、国の承認を受けることとなっているが、次に掲げるもので原状を変更しようとするときは国の承認を要しないこととする。

- (1) 港湾管理者が管理施設に次に掲げる工作物等を設置する場合
 - a 係留施設の附帯設備（旅客乗降用施設及び車両乗降用施設を除く）
 - i) 港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成19年3月28日国土交通省告示第395号）によるもの
 - ・係船柱及び係船環
 - ・防衝設備
 - ・照明設備
 - ・救命設備
 - ・車止め
 - ・給水設備
 - ・排水設備
 - ・給油設備及び給電設備
 - ・柵、扉、ロープ等
 - ・監視設備

- ・ 標識等
 - ii) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年9月）によるもの
 - ・ 潜り止め
 - ・ 階段及びはしご
 - ・ 便所
 - ・ 消防設備及び警報設備
 - iii) その他の安全を確保するために必要な設備及び係留施設の利用の増進を図るために必要な設備
 - b 港湾における転落事故等を防止するために必要な標識、防護柵、門扉その他安全管理施設
 - c 管理施設の用途又は目的に従い使用するため必要となる舗装等の工作物
- (2) (1)に掲げるものを除くほか、次に掲げるものを設置する場合
- 街灯柱、電柱、地下ケーブル、水道管、下水管、ガス管、送油管、消火栓、標識板、立看板、信号機、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、その他これらに類するもの。

2. 他の用途への使用等について

管理委託後、管理施設を他の用途又は目的に使用若しくは収益し、又はさせることができるのは当該施設の本来の用途又は目的を妨げない範囲に限られ、その限度を越えるときは、転貸として管理委託契約違反となり、ひいては、契約解除事由を構成することとなるから留意する必要がある。従って、恒久的な建築物その他の構築物（上記1.に掲げる構築物並びに防波堤に海上保安部が設置する灯台及びその付属設備を除く。）の設置に関しては、管理委託契約書第6条第1項（他の用途への使用等）但書（国有港湾施設管理委託契約書にあっては、第8条第1項（他目的への使用等）但書）に該当する場合においても、事前に国に協議し、その指導を受けて遺漏のないよう努めなければならない。

3. 管理状況の報告について

「管理状況の報告」には別紙様式による国有港湾施設管理状況調書を作成して、これを添付するものとする。

4. その他

「国有港湾施設の管理委託の事務取扱について」（昭和34年4月25日港管第1135号（昭和61年6月13日港管第1633号一部改正））は廃止し、国有港湾施設の管理委託に係る他の事務処理については、「港湾施設の管理委託に係る事務処理について」（平成15年5月16日国港管第144号）及び「港湾施設の管理委託に係る事務処理について」（平成23年4月20日国港総第36号）を参照されたい。

以上